

旭色プロジェクト推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「旭色プロジェクト推進業務委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

旭色プロジェクト推進業務委託

(2) 業務内容

別添「旭色プロジェクト推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで

4 見積限度額

7, 200, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者（9に定める参加表明書類の提出時点で入札参加資格登録の受付を済ませている者であって、契約締結時点で名簿に登載される見込みのものを含む。）で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成2

3年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和5年7月4日(火)
質問受付期間	令和5年7月4日(火)から 令和5年7月10日(月)午後5時まで(必着)
質問回答期日	令和5年7月11日(火)
参加表明書等 提出期限	令和5年7月14日(金)午後5時まで(必着)
企画提案書等 提出期限	令和5年7月26日(水)正午(必着)
審査結果通知	令和5年8月4日(金)予定
事前協議	令和5年8月7日(月)～8日(火)予定
契約締結	令和5年8月10日(木)予定
業務開始	令和5年8月14日(月)

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 企画提案書(様式2)
- (3) 団体概要(様式3)
- (4) 質問書(様式4)
- (5) 辞退届(様式5)

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書(様式4)に記入し、市民生活部産業課に令和5年7月10日(月)午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

※ 提出した際は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和5年7月11日(火)までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追

加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 団体概要（様式3）：原本1部

(2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、5に定める参加資格要件を有する者に限る。

(3) 提出先

尾張旭市役所市民生活部産業課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年7月14日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

(7) 前年度試作品（タルト・チョコ）の外箱の貸与

前年度試作品（タルト・チョコ）の外箱の貸与を希望する場合は、参加表明と合わせて、申し出ること。（数量に限りがあるため、先着での貸与とし、予定数量を超えた場合はデータを提供する）。なお、貸与した外箱は企画提案書等と合わせて、返却すること。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式2）：原本1部

イ 企画提案書本編（様式任意）：原本1部、写し5部

ウ 参考見積書（様式任意）：原本1部

エ 次の各社会的価値の実現に資する取組を行っている場合は、その取組に係る登録証や認定書等、内容を証明する書類：写し1部

(ア) 女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー、えるぼし等）

(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等）

(ウ) 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES及びエコステージ）

- (エ) 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 写しは、提案者を特定できる事項（社名等）は記載しないこと。

イ 企画提案書本編（様式任意）

仕様書の内容を踏まえた上で、各業務の構想と提案内容を提出すること。

- ・ A4版縦左綴じ横書き28ページ以内（両面印刷）で記載すること。
- ・ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ・ 文章や図、提案内容のサンプルの画像などで簡潔にまとめること。イラストや写真を使用することも可能とする。
- ・ 下記事項は必ず盛り込み、事項順に記載すること。

① （業務全体）実施方針について

- ・ 本市の基本的な考え方を踏まえた上での、本業務のコンセプトや実施方針

② （旭色プロジェクト検討会）運営方法について

検討会参加事業者で活発な意見交換が生まれ、今後の旭色のテーマや方向性等に繋がる効果的な意見交換会となることを期待する。

- ・ 意見交換会の実施方法（携わる専門家の経歴や実績、会の運営方針・運営方法等）
- ・ 取組を市民や事業者に知ってもらうための方策
- ・ 次の旭色のテーマに沿った商品のブラッシュアップの実施方法

③ （旭色お土産商品化支援）商品化への支援について

専門的な見地を活かした商品化の支援により、本市の新たな魅力となる商品が生まれることを期待する。

- ・ 令和4年度試作品の評価方法
- ・ 商品化に向けたリニューアルの方針（携わる専門家の経歴や実績、進め方等）
- ・ デザインの実績や関係者が過去に携わった事例、デザインのバリエーション等（どのようなデザインが作成できるか、商品にあっているか等）

④ （旭色お土産商品化支援）販売の支援について

商品の販売にあたり、より多くの効果的な販路が生まれることを期待する。

- ・ 販路の確保に関する方針（携わる専門家の経歴や実績、進め方等）
- ・ 想定される販路（受託者によりマッチング可能な販路、内諾のある販路等）
- ・ 次年度以降の販売に関する考え方（事業者や市が主体的に取組めること、委託により実現できること等）

⑤ （旭色お土産商品化支援）PRについて

商品や本市の取組を広くPRし、購入や本市の魅力の認知につなが

ることを期待する。

- ・ 催事販売及びモニター調査の実施方法（想定される場所や実施方法等）

- ・ 商品及び取組内容をPRするための方針

- ・ PRの実施内容及び製作するツール（種類、数量、使い方等）

⑥（業務全体）業務実績について

- ・ 過去5年以内に受注した同種又は類似した業務の実績（5件以内）

⑦（業務全体）業務計画・運営体制について

- ・ 業務計画（工程）

- ・ 運営体制（担当者や責任者、専門家等、本業務の関係者がわかるように）

- ・ 受託者、市、製造・販売事業者等との業務分担

ウ 参考見積書（様式任意）

見積書には内訳金額（税込）を記載すること。

(3) 提出先

尾張旭市役所市民生活部産業課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年7月26日（水）正午まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式5）を担当課窓口に直接持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査委員により、別紙審査基準表（105点満点）による書類審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

(2) 審査結果・公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された参加確認書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

尾張旭市役所市民生活部産業課にぎわい交流係

住 所：〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話：0561-76-8137

F A X：0561-53-7008

電子メール：sangyo@city.owariasahi.lg.jp